

「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループ（第1回）

議事要旨（未定稿）

1. 日時 令和5年8月29日(火)15:00～17:00

2. 場所 オンライン開催（ビジョンセンター永田町 8階802号室）

3. 出席者

構成員：石田 光規座長、金涌 佳雅委員（Web出席）、斉藤 雅茂委員（Web出席）

オブザーバー：警察庁（Web出席）、厚生労働省（Web出席）

事務局：内閣官房孤独・孤立対策担当室、株式会社サーベイリサーチセンター

4. 議題

- (1) 「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループの設置について
- (2) 「孤独死・孤立死」の実態把握に関する経緯
- (3) 既存の調査研究等における定義について

5. 配布資料

資料1：「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループの設置について

資料2：「孤独死・孤立死」の実態把握に関する経緯

資料3：既存の調査研究における定義

参考1：「孤独死・孤立死」に関する国会質疑等

参考2：高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指して）報告書

参考3：セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書（株式会社ニッセイ基礎研究所）

参考4：「孤立死」の実態把握のあり方に関する調査研究事業報告書（株式会社野村総合研究所）

参考5：厚生労働省における孤独死・孤立死関連の調査研究について（厚生労働省提出資料）

6. 議事要旨

- (1) 「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループの設置について
内閣官房よりワーキンググループの設置について説明。質疑応答は特になし。

(2) 「孤独死・孤立死」の実態把握に関する経緯

内閣官房より「孤独死・孤立死」の実態把握に関する経緯、厚生労働省より厚生労働省における孤独死・孤立死関連の調査研究について説明。主な意見等は以下のとおり。

- ・2013年の4月に総務省から、自治体に対し、孤立死や孤立に対する取組についての重要な勧告が出されているので、それは「政府における主な取組」として書くべきだ。
→資料に追加する。
- ・孤立死ゼロ・プロジェクトから始まり、様々行ってきたが、全国でどれぐらい孤立死があるのかという推計を算出してみようという検討がなされていたのか。なされていたのであれば、どういふものを検討したのか。
→東京のデータをオールジャパンに延ばし推計をした。まずこういう実態がある中でセルフネグレクトの問題や、孤立をしないためにどういふ手法が考えられるのかというよふな研究をしたと承知している。
- ・全国共通の実態把握様式の素案作成というのよ、孤立死に至った事例というものを検討し、その事例の中でこのよふなことがあると孤立死が起きやすいなどを検討していったというよふことか。
→そのとおりである。

(3) 既存の調査研究等における定義について

内閣官房より既存の調査研究における定義を説明。主な意見は以下のとおり。

【一人で死ぬことの問題点について】

- ・1つは尊厳の話で、仮に死後1、2か月経過して、腐敗した状態で見つかるのが尊厳ある死と言えるのか。もう1つは、現実問題として社会経済的な影響が大きいという話だと思ふ。個人的には同意しかねるが、事故物件として資産価値等の下落につながるというよふもの。
- ・孤独死・孤立死は、“一人暮らし”が大きなファクターで、「単身者は同居者がいる人よりも、健康や死亡のリスクは高い」という仮説に基づき調査研究を進めていた。現状の死亡診断書等の調査では、婚姻状況別や職業別、産業別の死亡率などは出ているが、世帯状況別の死亡は明らかになっていない。
- ・法医学の立場からは、年々死後経過日数も延びているという結果が出ている。これは、死因が明らかにならない事例の増加につながり、尊厳の問題もある、刑事的、民事的な問題になり得るかもしれない、法医学的にも大きな問題をはらんでいる。
- ・孤立死をする人は、恵まれない属性の人が多いということが様々なデータから明らかになっており、単純にその人の選択と認めてしまうことは問題があると思ふ。また、孤立死が“特に問題ない”となると、“人は好き勝手生きればよふ、いつ死んだとしても構わない”という社会になりかねず、それも問題と捉えている。

【用語について】

- ・厚生労働省は「孤立死」という言葉を使っていた。生前、孤立した状態で死んでしまったということに注目しているので、「孤立死」というのが正しいはず。ところが、マスコミにおいては、孤独の「独」という言葉が強く、目を引きやすいということで、「孤独死」という言葉が使われるようになった。用語としての正しさではなく、別のロジックで使われているので非常によくない。意図的に「孤立死」という言葉を前面に出した方が正しいのではないかと思う。
- ・自分が研究を始めた時は、多くの書籍や論文などで「孤独死」という言葉が広く使われていた。社会学での「孤独」と「孤立」の使い分けを考慮すると、「孤立死」のほうが監察医務院の定義にも当てはまると思う。最近では、「孤独死・孤立死」を敢えて併記して、移行期のように使っている。流れとしては、「孤立死」のほうが適切だと思う。「孤立死」と明確にしないと、用語の混乱も非常に問題で、「無縁死」や「独居死」と言い換える人もいる。そのような用語の揺らぎも極力なくす必要性はあると考えている。
- ・内閣官房の「孤独・孤立対策の重点計画」では、孤独は主観的な状況で、いわゆる孤独感としている。孤立は客観的な状況でひとりの状況としている。孤独・孤立の実態把握に関する全国調査でも、孤独というのは、孤独感という扱いである。孤立というのはまだ指標として確定はしていないが、基本的には社会関係がない状態という形で見ている。実際、重点計画や全国調査との接続で見ても、「孤立死」の方が、意味するところと合っているの。基本的には「孤立死」と示し、注釈などで「孤独死」を表現することもあるという形で触れるのがよいと考えている。徐々に言葉を統一していくことが必要かと思う。

【定義について】

[総論]

- ・孤独死・孤立死の定義については、理論が整理されていない。概念的な定義と、操作的な定義があるはずだ。概念の話と、現実世界で測定できるものとしての操作的定義を整理しておく必要があると思う。
- ・概念的定義を設けるのであれば、“孤独死・孤立死の何が問題であるか”という仮説が設けられなければならない。
- ・概念的な定義と操作的な定義を分けて考えるにも、概念的なものを決めないと、操作的な定義を考えるのは難しいと思う。資料3の「内容」が概念的な定義、「①から⑦」が操作的な定義とも考えられる。
- ・自殺は別の事象であり、要素とは違うと思う。生前の状況は、公的統計として把握する術がおそらくないので難しい。年齢に関しては、概念よりも操作的な話であると思う。操作的に高齢者だけに限定することもあり得るが、概念として高齢者だけに限定する積極的な理由はない。
- ・孤独死・孤立死の概念的な定義に関しては、資料中、内閣府もしくは厚生労働省で使われてい

る定義に尽きるように感じる。別の言い方として腐敗や白骨化が考えられるが、カットオフが不明瞭。死後経過日数などで線引きする以外にアプローチできないと思う。

- ・概念的な定義はある程度大まかにしておき、操作的なもの、必ずしもこれに完全に当てはまるものではない推計値という形でやったほうがよいと感じている。
- ・概念的な定義を細かくしたり、観測できない事項を定義に入れてしまうと、それ以上調査ができなくなる。問題意識を踏まえた上で、ある程度包括的に定めるということが重要。

[生前の状況／看取りの有無]

- ・生前の状況は、把握することが難しいと思う。看取りの有無も、統計的に把握するというのは困難と感じる。「孤立死」という以上は、概念的には“何らかの孤立した状況の死”であるという形で定義するとして、操作的にはどのようにすればよいか。生前の状況や看取りの有無を操作的に特定できるデータは存在するのか。

→生前の状況を何と捉えるか。例えば、介護保険制度を利用している方が使っていたサービスであれば、把握のしようがあると思う。他方で、孤独・孤立の状態にある方は、制度に繋がっていない方が多数いると思う。孤独死・孤立死というより、地域の中での孤独・孤立の状態を避けるために見守り等を進めているが、その中でどのようなデータが必要か、どのくらいの純度で把握できればよいか分からない。一部は把握できるかもしれないが、把握できたととしても使えないかもしれない。

- ・法医学の立場からすると、事例によって様々で、生前の状況が分かる事もあれば、全く分からない事もある。孤独死・孤立死の全てが犯罪事案というわけではなく、捜査にも限界はある。また、社会から孤立しているということをどうやって判断するかは、判然としない状況。看取りの有無についても、死亡時に誰がいたかを厳密に調べることも難しい。客観的、外形的な事実の属性から操作的な定義を求めることになると思う。

[年齢基準]

- ・年齢の基準について、こどもをどこまで含めるかは難しい面もあるが、実際に推計をする際には、年齢基準はない方がよいと考えている。
- ・若者も含めたほうがよいと考える。内閣官房で実施している調査（孤独・孤立の実態把握に関する全国調査）は若年も含めているところが1つの売りである。従来、高齢層への調査研究は多数あったが、若者へは実施してこなかった。この孤独死・孤立死についても、若者も対象としていくというのは話の筋としては合っていると思う。

[自殺の扱い]

- ・操作的定義における項目の絞り込みについては、ある程度は幅広く取った方が無難だと思う。

自殺の扱いで例えると、孤立死は死後経過が長い事例が多く、自殺が疑われるが不詳とせざるを得ない。外表から見ても解剖しても分からないので、死因も不詳とせざるを得ないということがある。そういった意味で絞り込んでしまうと、実態との乖離が出てくる。自殺の扱いや年齢も重要なポイントと思うが、操作的に拾い上げるという観点からは、幅広く取った上で、その中で類型化することを考えるのが現実的と考えている。自殺で孤立死に該当する場合でも、このような人に自殺が多いというような観点から議論もできる。自殺に限らず、病死や様々な不慮の外因死を含めて広く取った方がよいと思う。

- ・ 孤独死・孤立死というものは、死因を問うているものではないので、自殺も含まれるというのは同感。年代によっては、自殺しているケースに孤立死が多いということもあるかもしれないが、それはあくまで死因であり、別の変数だと思う。
- ・ 自殺を含めた場合に関連してくるのが、死亡場所や世帯類型だと考えている。電車への身投げが孤立死なのか、家の中での自殺が孤立死なのか、その辺りが孤立死と自殺というものを分けるポイントになってくるかもしれないと思う。
- ・ 死亡の背景に孤立があるものは全て孤立死に含めるのかという話であれば、自殺の多くは、孤立が背景にあるという意味でそうだと思う。一方で、長期間放置されるという事にフォーカスを当てていけば、電車に身を投げた方の背景に孤立はあるが、“孤立死ではない”という言い方になる。その辺りはどうするかだ。
- ・ 自宅一人暮らしで長期間発見が遅れるということは、その後の死因調査などで困難を来たすことが多くなる。いかに早く発見するか、予防的な観点が重要と考えている。あわせて、急変時に発見が早ければ救命できたかもしれない事例も見逃されるという可能性もある。その辺りは、外での身投げや事故とは考え方が違うと思う。これは救命可能性や法的対応というような問題で、社会的孤立とは論点が違うかもしれないが、孤独死・孤立死問題で様々な見方がある、重複的なところがあるような死亡類型なのかと考えている。
- ・ 孤立死というのも狭義と広義があると思っている。内閣府もしくは厚生労働省で使われているのは、狭義の孤立死を指していると思う。広義の孤立死で考えると、社会疫学の分野では、社会的孤立が人々の生命予後に影響している、たばこと同じくらいのインパクトがあるということは明らかになっている。日本の高齢者の年間死亡者2パーセント程度は、孤立が寄与している可能性があるということが分かっており、高齢者以外も含めると、年間百数十万人亡くなっている内の何パーセントかが孤立に関連していることになる。

[世帯類型]

- ・ 狭義の孤立を考えた場合に、“自宅で一人暮らしをしていて亡くなってしまった人”とする考えもあるが不都合はあるか。過去に二人暮らしで立て続けに二人とも亡くなってしまった事例があったが、一人暮らしに限定してしまうと、そこは含まれなくなる。その一方で、そこまで

広げて見ていくと、本当にデータを取るのが難しいというところもある。

- ・二人暮らしや二人以上の世帯で、社会的孤立の中で亡くなり、全員が遺体で発見されたという事案が時々報道であるが、数としてはかなり少ない。社会的な問題なのかもしれないが、それを定義して拾い上げるという点では、どの程度効果的だろうかと思う。ただ、高齢化の進展により、高齢夫婦世帯も増えるのでそういう議論は必要かと思うが、割合としてはかなり少ない。定義に含めるという点では、検討が必要である。
- ・今後どのようなデータにアクセスして変数をいくのかとのセットだと思っている。その過程で、世帯構成を絞らないとアクセスできないということになれば、まさに操作的定義の話であると思う。
- ・発生数は相当少ないだろうし、推計そのものが難しくなるという問題も出てくるのではないのかと感じている。大きな定義として単身者に焦点を当てたという時に、単身者以外での事例はとても少ないということを示しておけばよいと私自身は感じている。

[死後経過時間]

- ・死後経過日数を操作的定義の中に設ける必要はないと思っている。逆に早期に見つかる事例とそうではない事例の違いを知る上でも、狭める必要はないかと思う。実際、統計を見ると、多くの高齢者は、数日以内には発見されているということもあるので、そのような実態を踏まえると、相当期間要したものに絞り込むことがよいのかどうかは疑問であり、その必要はないという考えである。
- ・操作的定義というか、集計する中でやることだと思うので、概念的な定義ではないと思う。
- ・推計するとき、上位推計や中位推計のように、死後経過日数別に段階を踏んで算出することはできるか。
→元となるデータさえあれば、いかようにもできるが、問題は、元となるデータがない。
- ・死後経過日数が何を意味しているのかも考えておく必要がある。死後経過日数をそのまま発見の日数というように読みかえることができるかどうかは、常に考える必要があろうかと思う。これを認識しないと、前提条件の日数のずれが起こり得る可能性があると思う。

[アクセス可能なデータ]

- ・結局どのデータがあるかということにかなり依存すると思う。操作的定義とはそういうことだと思うので、先に決めてしまうというより、アクセスできるデータの中で孤立死に該当するものとして、何か落としどころを見つけるしかないと思う。複数のデータを使っているいろいろなやり方で行って見たとしても、大体似たような結果になれば、ロバストな結果といえると思う。
- ・以前に事務局から見せてもらったデータが印象に残っている。私がアクセスしている死因データでは、孤立死に類するようなものを把握するフラグがないのだが、あれは何のデータであっ

たか。

→人口動態統計の「立会人のいない死亡」というもので、規模感は世間的に言われている孤立死とは全く異なるが、東京都区部などのデータもそろっている。

- 自治体に、孤立死の把握や件数を聞く方法も考えられるが、過去にも行っており、あまり成功していない。今、アクセスが可能なデータで孤立死に類するものとして、どのようなものがあるのか整理が必要だと思う。その1つが監察医務院のデータだと思うがその次の一手はどうか。
→今のところは、アクセスできそうなデータは監察医務院のほかは、人口動態統計の「立会人のいない死亡」のデータになる。

(文責：事務局 (今後、修正の可能性有))